

厚生労働省山口労働局発表
令和元年10月23日(水)

担 当	厚生労働省山口労働局 労働基準部賃金室	
	室長	栗山 修一
	室長補佐	中野 政行
	電話	083-995-0372

山口県特定（産業別）最低賃金の改正答申について

4業種について27円～30円引上げ

山口地方最低賃金審議会（会長 井出 泰成^{いいで やすしげ}）は、山口労働局長（村井 完也^{むらい かんや}）から「山口県特定（産業別）最低賃金の改正決定」の諮問を受け、最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、今月16日までに4業種の特定（産業別）最低賃金を下記のとおり改正する旨の答申を行いました。

答申のあった4業種は、時間額で27円から30円の引上げ額となっています。

この答申を受け、山口労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所要の手続を経て、官報公示を行い、当該4業種にかかる最低賃金を令和元年12月15日から発効する予定です。

なお、山口県最低賃金（時間額829円、引上額27円）は、既に本年10月5日より改正・発効しており、4業種（注1）を除く山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されています。

記

件名	現行時間額	答申時間額	効力発生予定日	引上額	引上率
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	939円	966円	令和元年 12月15日	27円	2.88%
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	865円	892円		27円	3.12%
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	909円	936円		27円	2.97%
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	<u>822円</u> (注2)	852円		30円	3.65%

（注1、2）令和元年10月5日に山口県最低賃金が時間額829円に改正され、「山口県百貨店、総合スーパー最低賃金」を上回ったため、当該使用者は、令和元年10月5日以降、「山口県百貨店、総合スーパー最低賃金」が改正されるまでの間、山口県最低賃金の時間額829円以上を支払う必要があります。